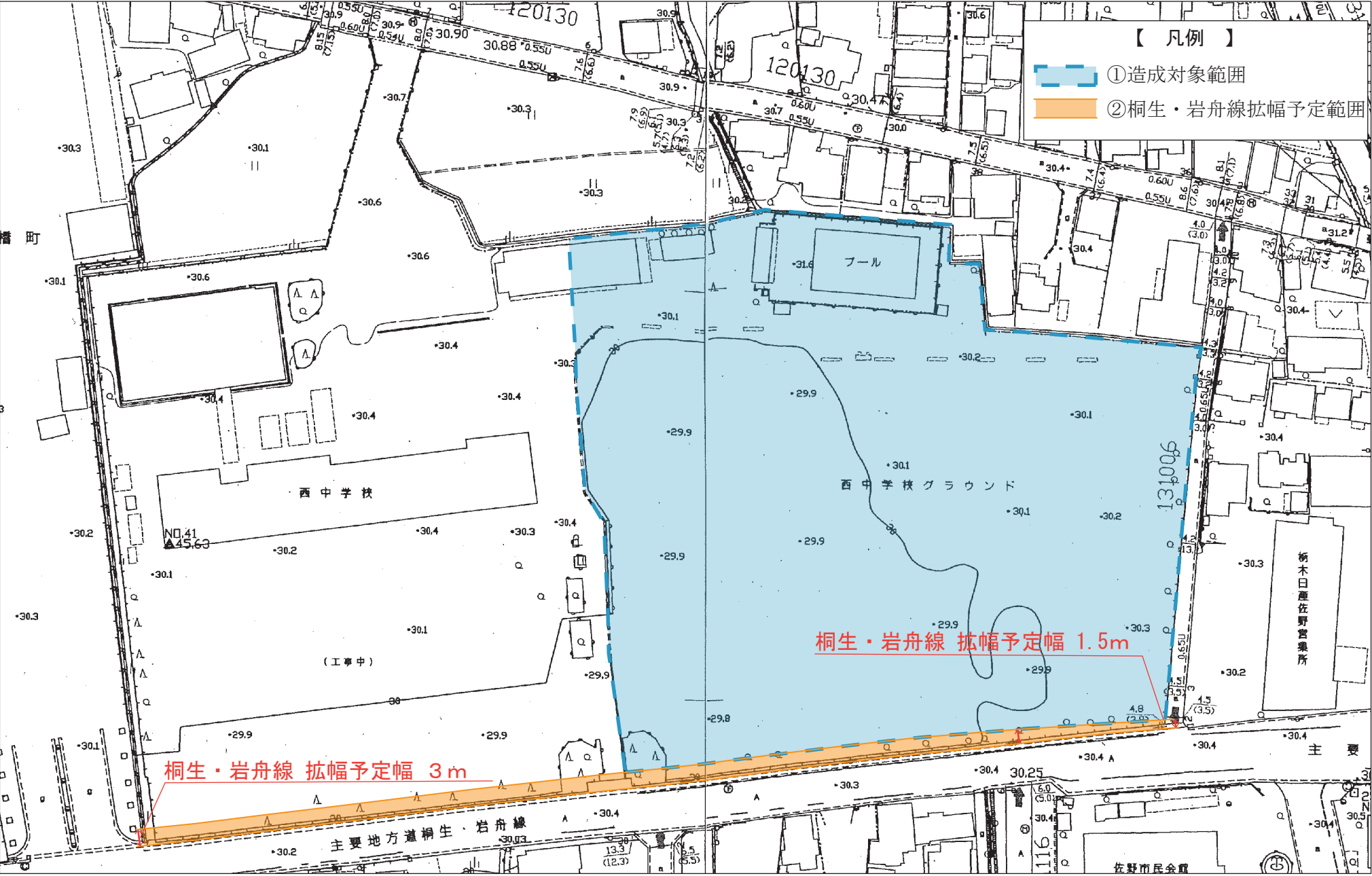


図 1 造成工事の範囲



造成の考え方

- ①造成対象範囲は、0.5m程度（※都市計画法の開発許可を要しない範囲）において、盛土を行うことで周辺より地盤が低い状態を解消し、大雨等による浸水防止を図る。
- ②桐生・岩舟線の拡幅予定範囲は、現桐生・岩舟線と同一面となるように整備を行う。なお、拡幅予定幅は、1.5m～3m程度を予定しているが、詳細については、県担当課（栃木県安足土木事務所 保全第二部）と協議のうえで設定を行うこと。

図2 造成のイメージ

